

「審査補助員が決まったので審査が本格化し、10月末議決の公算大」と報道。  
ところが 6日後の9月14日(代表選)に議決!

朝日新聞朝刊

小沢氏起訴

来月までに結論濃厚

審査会、弁護士を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、東京第五檢察審査会の審査を補助する弁護士が選ばれたことが分かった。2004年、05年分の政治資金収支報告書をめぐる政治資金規正法違反(虚偽記載)容疑について、小沢氏を強制的に起訴するかどうかの審査が本格化するとみられ、10月末までに結論が出る公算が大きい。

檢察審査会法の規定で、2回目の審査には、法的なアドバイスをする弁護士が審査補助員として必ず立ち会ふこと

になつてゐる。審査会関係者によると、弁護士会内部での人選を経て、この審査補助員が選ばれたという。

小沢氏を不起訴(嫌疑不十分)とした東京地検特捜部の処分に対し、同審査会は4月に「起訴相当」の議決を出した。再捜査した特捜部が5月に改めて不起訴にしたため、2回目の審査に移ることになった。

日経新聞朝刊

事件審  
会察  
陸山  
検

助言役の弁護士選任

小沢氏への議決、来月にも

民主党の小沢一郎幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡る事件で、2004、05年の政治資金規正法違反(虚偽記入)について、東京第五檢察審査会が、審査員に法的な助言をする「審査補助員」の弁護士を選任したことが7日、関係者の話で分かった。

2回目の議決には、補助員の選任が義務付けられている。今後、審査が本格化する見込みで、早ければ、10月にも議決を出す方針とみられる。改めて起訴すべきかどうかの議決が出た場合、小沢氏は強制的に起訴される。

東京第五檢察審査会が4月、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部は5月に改めて不起訴処分とした。第5檢察審査会は起訴相当とした審査員11人全員が交代し、8月から新たなメンバーが2回目の審査を担当した。

檢察審査会法は、2回目の審査では、補助員の弁護士と檢察官からの意見聴取を規定。議決の際には4度目となる任意の事情聴取を要請しているが、小沢氏の代表選出馬もあり、表現のメドは立っていない。

報告書の虚偽記入容疑について、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部による再度の不起訴を受け、現在、小沢氏を強制起訴するかどうかを決める第2段階の審査に入っている。

檢察審査会法は、第2段階の審査に審査補助員が立ち会ふよう義務付けている。審査補助員の選任により、審査は本格化する見込みで、審査員11人のうち6人が交代する10月下旬までに議決が出される公算がさらに大きくなった。

読売新聞夕刊

陸山会事件 審査会、補助員を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反事件を審査している東京第五檢察審査会が、審査員に法律

的な助言をする審査補助員の弁護士を選任したことが関係者の話でわかった。同審査会は4月、陸山会

の2004、05年分の収支

の2004、05年分の収支

### 小沢氏検審、補助員決まる

## 起訴適否、来月議決か

小沢一郎民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」を巡る政治資金規正法違反事件で、東京第5検察審査会の第2段階の審査を補助する弁護士(審査補助員)が決まったことが分かった。これに伴い、第2段階の審査が進む

すべきだとして「起訴議決」をすると、小沢氏は裁判所が指定する弁護士によって強制的に起訴される。首相になった場合は、憲法の規定により起訴には本人の同意が必要とされているが、小沢氏は起訴議決が出れば同意すると明言している。

## 小沢氏の検審開始

来月にも2度目議決

小沢一郎・民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる政治資金規正法違反事件で、東京第5検察審査会が小沢氏の不起訴処分について

二度目の審査を始めたことが、関係者への取材で分かった。審査員に助言する審査補助員

決すれば、小沢氏は裁判所指定の弁護士によって強制的に起訴される。小沢氏は民主党代表選に勝って首相に選出された場合、強制起訴の議決が出されても訴追に同意することを明言している。

# 検審 再審査を本格化

小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」をめぐる政治資金規正法違反事件で、小沢氏が2回不起訴処分となった平成16、17年分の政治資金収支報告書の虚偽記載容疑について、東京第5検察審査会の再審査が本格化したことが7日、分かった。法的助言をする「審査補助員」の弁護士が選任され、10月下旬には議決が出される公算が大きい。

東京第1検審が「不起訴不当」

## 議決 来月下旬の公算

と議決した19年の虚偽記載容疑については、東京地検特捜部が小沢氏に4回目の事情聴取を要請。小沢氏は14日の民主党代表選後に応じる意向を示しており、小沢氏の関係者は「地検との日程調整は代表選後になる」としている。

第5検審は4月、小沢氏について「起訴相当」と議決。特捜部が再び不起訴処分としたことを受け、再審査している。再審査では、審査に慎重を期すため審査補助員として、弁護士の選任が義務づけられている。関係者によると、審査補助員の選任は当初難航したが最近、ようやく決まった。審査員は補助員の助言の下、証拠を分析したり、担当検事から意見聴取したりして、「起訴すべきだ」と議決(起訴議決)するか否かを判断する。審査員11人のうち6人が10月末に交代するため、それまでに議決が出されるとみられる。起訴議決された場合、小沢氏は強制起訴される。ただ、憲法では大臣を首相の同意なしに起訴することは認められておらず、強制起訴となるかは不透明だ。

## 東京新聞朝刊

起訴相当の議決をした審査員十一人はすべて任期を終えており、新しいメンバーが二度目の審査をする。このうち六人の任期が十月末までのため、同月中旬に議決される見通し。

審査員十一人中八人以上が起訴すべきだと議

# 審査日「議論煮詰まった」

## \* 代表選当日 偶然の議決

東京第5検査審査会が小沢氏を「起訴すべきだ」と議決するまでの経緯が、審査会関係者の話で明らかに

なった。

集まり審査を行った。9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。意見聴取では、ある8月中は隔週でしか集まれなかったが、9月に入ってから、平日に頻繁に

秘書らの供述だけでは、小沢氏と元秘書らとの共謀の成立を認めるのは難しい。有罪を取るには、慎重に証拠を検討することが必要です」などと、審査員らに訴えたという。

審査員に法律的な助言をする審査補助員を務めた吉田繁美弁護士は、暴力団内部の共謀の成否が争点となった判例や、犯罪の実行行為者でなくても謀議に参加すれば共犯として有罪になるなどと認定した1958年の最高裁大法廷判決を審査員に示し、「暴力団や政治家という違いは考えずに、上下関係で判断して下さい」と説明した。

起訴議決が出たのは、民主党政代表選当日の9月14日。第5審査会の定例の審査日は毎週火曜日で、この日は偶然、審査日にあっていた。ただ、この日に議決を出すことが予定されていたわけではなく、議長役を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員

らから「議論は煮詰まった」との声が上がり、議決を出すことになった。議決の後、「こんな日になっちゃったね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

( 読売新聞 10月6日 朝刊 )



市民の選択

1度目の審査で「起訴相当」の議決をした11人全員が8月初めに入れ替わり、新たなメンバーが集まった。その後、法的なアドバイスなど審査を補助する弁護士が選ばれた。審査の過程で、「元秘書との共謀は認められない」と小沢氏を不起訴にした東京地検特捜部の検察官も審査会に呼び出された。

4日午前10時すぎの東京地裁。検査審査員の市民が建物の一室に続々と入っていった。議決内容を最終的に確認し、散会したのは昼12時のことだった。

検査審査会事務局の職員2人が、A4サイズの「議決要旨」7枚を東京地裁の脇にある掲示板に張り出したのは、午後3時45分過ぎ。約80人の報道陣から「強制起訴」の声が何度もあがり、カメラのフラッシュが一斉に輝いた。

民主党の小沢一郎代表の強制起訴を決める審査にかかわった関係者は4日、こう語った。「慎重の上にも慎重に審査した。証拠だけを吟味し、自信を持った議決だ」

審査会関係者によると、小沢氏に対する2度目の審査は、今年9月に入って本格化。


検察官は「起訴にするためには、的確な証拠により有罪判決が得られる高度の見込みが必要です」。法律の素人である審査員らを前に熱心に説明した。だが、それを聴く審査員たちの心中には別の思いがあった。議決要旨にも「検察官が説明した起訴基準に照らしても、検察官の判断は納得しがたい」との表現があった。11人の中から選ばれた「審査会長」が進行役になり、検察が集めた膨大な証拠資料を読み込んで議論を重ねた。9月14日、それぞれが意見を紙に書いて多数決をとったところ、11人中8人以上が「起訴すべきだ」と投票した。

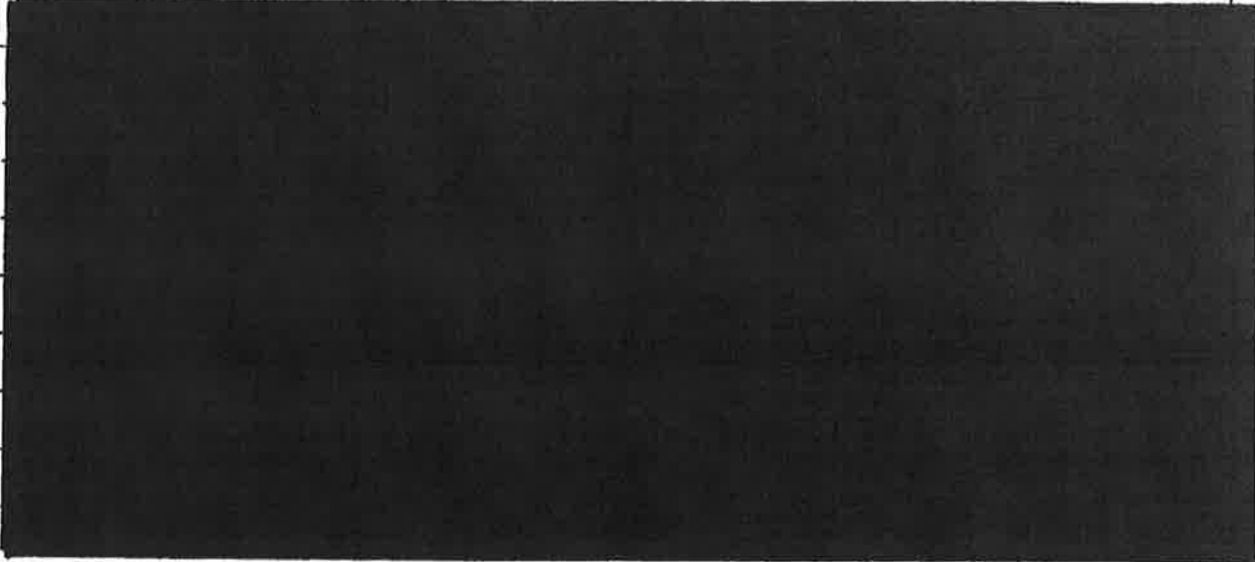
( 朝日新聞 10月5日 朝刊 )

■ 補欠の検察審査員, 臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

東京第五検察審査会

		備 考			備 考
				臨	
				臨	

選定録 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に、「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。  
即日 検察審査会事務官 



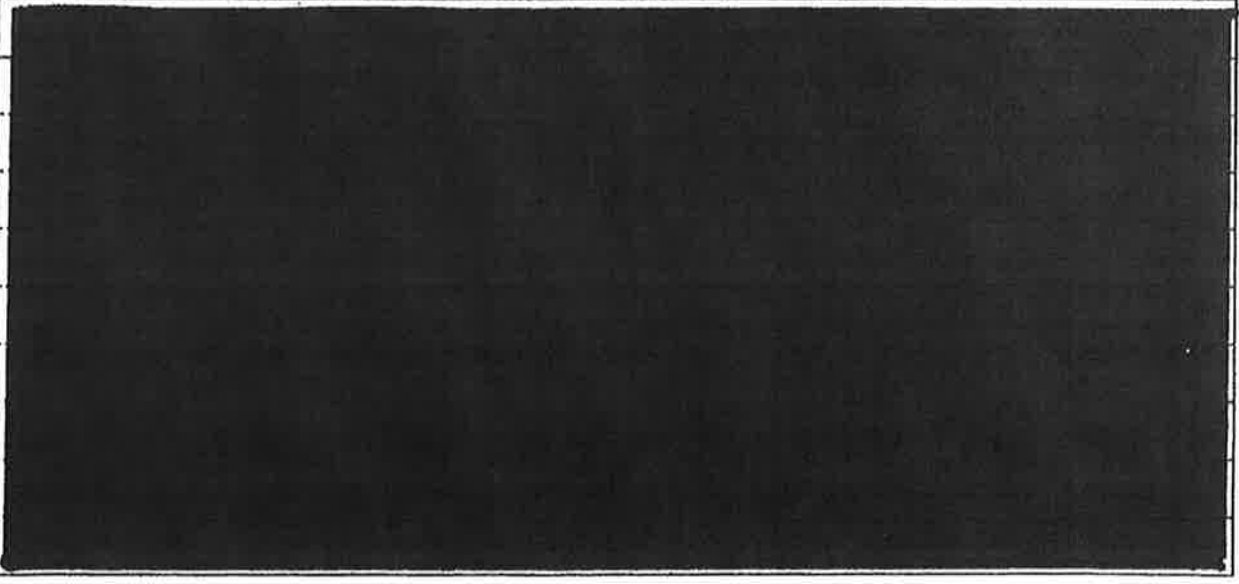
\* 当初提出時 9/14分

■ 補欠の検察審査員, 臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

東京第五検察審査会

		備 考			備 考
[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]		[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			臨 [Redacted]
		[Redacted]			臨 [Redacted]
		[Redacted]			臨 [Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]
		[Redacted]			[Redacted]

選定録 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に、「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。  
 即日 検察審査会事務官 [Seal]



※ 当初提出時 10/4分

# 検察審査会 平均年齢の奇々怪々

一人足し忘れ  
 再度計算  
 就任日→議決日に変更 34.55歳 (10月13日) 1回目と全く同じ  
 30.9 歳 (10月4日)  
 33.91歳 (10月12日)

10/20 朝日新聞朝刊特集記事 検察審査 若すぎると言われても ■主な議決検察審査員の平均年齢 (議決日時点)

	最終議決日	事件	審査会名		年齢		平均
			1回目	2回目	1回目	2回目	
①	2010/1/27	明石歩道橋事故	神戸第二	53	42	47.5	
②	2010/3/27	JR宝塚線脱線事故	神戸第一	47	42	44.5	
③	2010/7/1	未公開株をもちかけた詐欺事件	那覇	36.9	36.2	36.55	
④	2010/4/21	鳩山由紀夫氏の偽装献金事件	東京第四	52.36		52.36	
⑤	2010/9/14	小沢氏の虚偽記載事件(04/05年分)	東京第五	34.55	34.55	34.55	
⑥	2010/7/15	小沢氏の虚偽記載事件(07年分)	東京第一	50		50	
			全平均			42.9	
			沖縄・東京第五除く平均			47.7	

異様に若い平均年齢34.55歳 有権者平均年齢50.2歳 検察審査会平均年齢42.9歳  
 全く別の審査員が小数点以下第2位まで同じ→確率上限りなく0に近い?  
 審査員は無作為に選定されたのか?  
 審査員は本当に存在したのか?  
 審査会は本当に開催されたのか?

## 幽霊審査会ではないのか?????

↓  
 審査員選定くじ引きソフトを調査

# 三権分立

公権力の行使から基本的人権を守るため  
権力の分散、チェック&バランス

検察審査会は三権のどれにも属さない。  
憲法違反？ 第四権力？  
密室で決定する「起訴」という強力な  
公権力の行使。  
誰も責任を負わない。

# 立法

## 憲法上の独立機関

### 会計検査院

日本国憲法 第 90 条

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

会計検査院法 第 1 条

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

会計検査院法 第 20 条

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により国の収入

支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

# 司法

# 行政

**公正取引委員会**

所轄：内閣総理大臣

**検察 (準司法)**

所轄：法務大臣

**検察審査会**

検察審査会法第 3 条  
独立してその職務を行う

**事務局**

職員：裁判所事務官出向  
予算：裁判所管理